

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 番	理 号	配松1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(氏名又は名称) 南予森林組合 代表理事組合長 兵頭 謙太郎			(住所又は所在地) 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4073番地7		
			経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 松野町長 坂本 浩			(所在地) 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権 に基づいて行わ れる経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要す る経費を控除してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき金銭 (D) の 額の算定方法	乙に支払われるべき金銭 がある場合における当該 金銭 (E) の額の算定方 法	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備考						
1	松野町大字奥野川	1935	150	6	山林	1.60	スギ	69	集松4	2021.8.2	2031.3.31	別添1参照	別添2参照	-	
2	松野町大字奥野川	1941	150	10	山林	0.0012	スギ	67							
3	松野町大字奥野川	1942	150	11	山林	0.06	スギ	67							
4	松野町大字奥野川	1943	150	12	山林	0.0065	その他広葉樹	64							
5	松野町大字奥野川	2047	150	38	山林	2.18	ヒノキ	40							
6	松野町大字奥野川	2051	150	40	山林	4.42	ヒノキ	59							
7	松野町大字奥野川	2055	150	42	山林	1.98	ヒノキ	69							
8	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	山林	1.21	ヒノキ	45	集松5						
9	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	山林	0.02	その他広葉樹	59							
10	松野町大字奥野川	1976	150	16	山林	0.01	その他広葉樹	59	集松6						
11	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	山林	1.21	ヒノキ	45							
12	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	山林	0.02	その他広葉樹	59							
13	松野町大字奥野川	1976	150	16	山林	0.01	その他広葉樹	59	集松7						
14	松野町大字奥野川	2046	150	37	山林	3.68	ヒノキ	54							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期								
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称										
1	松野町大字奥野川	1935	150	6	山林	1.60	スギ	69	集松4			別添3参照	—								
2	松野町大字奥野川	1941	150	10	山林	0.0012	スギ	67													
3	松野町大字奥野川	1942	150	11	山林	0.06	スギ	67													
4	松野町大字奥野川	1943	150	12	山林	0.0065	その他広葉樹	64													
5	松野町大字奥野川	2047	150	38	山林	2.18	ヒノキ	40													
6	松野町大字奥野川	2051	150	40	山林	4.42	ヒノキ	59													
7	松野町大字奥野川	2055	150	42	山林	1.98	ヒノキ	69													
8	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	山林	1.21	ヒノキ	45	集松5							別添3参照	—				
9	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	山林	0.02	その他広葉樹	59													
10	松野町大字奥野川	1976	150	16	山林	0.01	その他広葉樹	59													
11	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	山林	1.21	ヒノキ	45	集松6											別添3参照	—
12	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	山林	0.02	その他広葉樹	59													
13	松野町大字奥野川	1976	150	16	山林	0.01	その他広葉樹	59													
14	松野町大字奥野川	2046	150	37	山林	3.68	ヒノキ	54	集松7												
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者（丙）</p> <p>権利の設定をする市町村（乙）</p>										住所（同上）	南予森林組合 代表理事組合長 兵頭 謙太郎	印									
										住所（同上）	松野町長 坂本 浩	印									

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び販売可能な木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、販売可能な木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなく（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災害により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧及びその後の造林・保育を実施するものとし、植栽本数の細部にあっては、甲、丙が協議して定める。
- ② 丙は、丙の費用負担(事業経費等)において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙が行うものとする。
- ③ 付保する森林保険の期間等の細部については、経営管理実施権者を公募する際の企画提案書において提示したものとする。
- ④ 丙が②により森林保険を付保した場合であって、天変地異等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費の用に供するため、甲は当該保険金全額を丙に帰属させるものとする。
- ⑤ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、丙はその一部又は全部を乙の算定に基づき甲に支払うものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

- ① この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。
- ② 丙は施業の実施にあたって、施業後の林内整理の実施や溪畔林における不必要な伐採は控える等、森林の有する公益的機能の維持増進に配慮するものとする。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	松野町大字奥野川	1935	150	6	<p>○丙は存続期間中に、対象森林内の人工造林地に対し間伐を1回実施するものとする。</p> <p>○丙は存続期間中に、対象森林に対し必要な調査、森林作業道開設及び補修を適宜実施するものとする。</p> <p>○丙は間伐及び森林作業道開設に伴う伐採により生じた木材の販売を適宜実施するものとする。</p> <p>○丙は存続期間中に、火災、病虫害及びシカ等による食害、気象害の予防のため、年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視等によって判断できる限りで行う。</p>
2	松野町大字奥野川	1941	150	10	
3	松野町大字奥野川	1942	150	11	
4	松野町大字奥野川	1943	150	12	
5	松野町大字奥野川	2047	150	38	
6	松野町大字奥野川	2051	150	40	
7	松野町大字奥野川	2055	150	42	
8	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
9	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
10	松野町大字奥野川	1976	150	16	
11	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
12	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
13	松野町大字奥野川	1976	150	16	
14	松野町大字奥野川	2046	150	37	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	松野町大字奥野川	1935	150	6	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から間伐に係る経費、調査に係る経費、森林作業道開設及び補修に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○間伐及び森林作業道開設に伴う伐採等の結果生じた木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する間伐に係る経費、調査に係る経費、森林作業道開設及び補修に係る経費、販売可能な木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額又は実行経費のいずれかとし、その額の低いものを採用する。</p> <p>(4. 留意事項) ○丙は施業の実施に当たって、補助事業等の制度を活用することができる。 ○乙が算定する補助金の支給を受けるための事務手数料については、丙が上記経費の10%以内で算定した額とする。</p>
2	松野町大字奥野川	1941	150	10	
3	松野町大字奥野川	1942	150	11	
4	松野町大字奥野川	1943	150	12	
5	松野町大字奥野川	2047	150	38	
6	松野町大字奥野川	2051	150	40	
7	松野町大字奥野川	2055	150	42	
8	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
9	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
10	松野町大字奥野川	1976	150	16	
11	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
12	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
13	松野町大字奥野川	1976	150	16	
14	松野町大字奥野川	2046	150	37	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	
1	松野町大字奥野川	1935	150	6	
2	松野町大字奥野川	1941	150	10	
3	松野町大字奥野川	1942	150	11	
4	松野町大字奥野川	1943	150	12	
5	松野町大字奥野川	2047	150	38	
6	松野町大字奥野川	2051	150	40	<p><時期> ○丙から甲に対するDの支払について、収支確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
7	松野町大字奥野川	2055	150	42	
8	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
9	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
10	松野町大字奥野川	1976	150	16	
11	松野町大字奥野川	1973-1	150	14	
12	松野町大字奥野川	1974-1	150	15	
13	松野町大字奥野川	1976	150	16	
14	松野町大字奥野川	2046	150	37	